

令和6年2月14日

泉南市教育委員会 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 津 戸 正 広

事件名：泉南市情報非公開決定（令和5年泉南教委指第429-2号）の件

諮問日：令和5年8月31日（令和5年諮問第2号）

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁が行った文書不存在による非公開決定は妥当である。ただし、審査請求人から指摘のあった箇所については錯誤であるため抹消すること。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項に基づき、令和5年3月27日付けで「〇〇〇〇〇教育長の別紙報道内容で「市長に顧問弁護士からの話を伝えた」の、その顧問弁護士との①業務委託契約書等一式文書。②事前連絡票、③相談記録、④当該弁護士とのメール文書、⑤リーガルサポート業務報告書⑥それらの起案書全部（期間：令和3年度、4年度、5年度分）」（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求について、件名に係る文書は不存在であるため、情報非公開決定（以下「本件処分」という。）とし、泉南市情報公開条例第7条第3項の規定により、審査請求人に対し、令和5年5月24日付けで泉南市情報非公開決定通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月6日付けで行政不服審査法第2条の規定により、審査庁に対して審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和5年6月27日付けで処分庁より弁明書を受領した。
- 5 審査請求において行政不服審査法第33条に基づく物件提出の申立があったため、審査庁は、令和5年7月10日付けで教育部指導課及び総務部総務課へ物件の提出要求を行ったところ、令和5年7月20日付けで物件が不存在である旨の回答書を受領した。

- 6 令和5年7月24日付けで審査請求人は弁明書に対し、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、泉南市情報公開・個人情報保護審査会宛で反論書を提出した。
- 7 令和5年9月15日付けで審査請求人より泉南市情報公開・個人情報保護審査会宛に口頭意見陳述申出を行った。

第3 審査請求の趣旨

1. ①番の業務委託契約書等は存在する。
2. ③番の顧問弁護士との相談した事実がある。
3. ①〇〇〇〇〇〇でない①を抹消せよ。
4. 非公開決定の取消しを求める。

第4 処分庁の説明の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

- (1) 顧問弁護士との業務委託契約書等一式文書について、顧問弁護士との業務委託に関する業務は市長部局である総務課が担っているため、処分庁である教育部指導課においてはその文書を取り扱っていないため不存在である。
- (2) 本件処分に該当する業務については、急を要するものであったため、顧問弁護士への相談は電話で行っていた。そのため、審査請求対象文書となっている顧問弁護士との③相談記録のほか、本件公開請求のあった文書のうち②事前連絡票、④当該弁護士とのメール文書、⑤リーガルサポート業務報告書についても存在しない。
- (3) 本件処分の中に記載誤りがあるため誤り部分を抹消する。
- (4) 泉南市教育委員会宛の請求に係る文書について、書類等の確認を実施したが、上記(1)及び(2)のとおり不存在であるため、本件非公開決定については間違っていないため取消しは行わない。

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、上記それぞれの趣旨を基に審議し、次のとおり判断する。

審査請求人からの申立の趣旨について、ひとつひとつ検証を行った。まず、1点目について、処分庁が主張しているとおり、顧問弁護士との契約に係る事務については市長部局総務課が行っているため、契約に係る一式文書を処分庁では有していないのは明らかである。次に2点目について、審査請求人から請求のある各文書について、審査庁から処分庁及び市長部局へ提出要求を行ったところ、それぞれから対象物件は不存在との回答を受けているため、それを尊重する。3点目について、処分庁においても錯誤を認めているため、請求どおり相違箇所を抹消する必要があると判断する。4点目について、泉南市情報公開条例第5条第1項は、実施機関に対して情報公開請求することができることを規定しており、実施機関である処分庁が保有しない情報を公開する必要がないた

め、本件処分に間違いはなく、取消しの理由はない。

なお、審査請求人から口頭意見陳述の申出があつたが、上記判断に影響を与える可能性がなく、その必要がないものと認めて口頭意見陳述の機会を与えなかった。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。